

一般社団法人ジャパン オーガニック パーティーと鹿島市との包括連携協定書

一般社団法人ジャパン オーガニック パーティー（以下「甲」という。）と鹿島市（以下「乙」という。）とは、相互の連携に関し、次の通り包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙が緊密な相互連携・協力のもと、それぞれの資源を有効に活用した協働活動を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 市民の健康増進に関すること
- (2) 地域産業の活性化に関すること
- (3) 地産地消・外商の推進及び食育に関すること
- (4) 情報発信及び広報活動に関すること
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に定める事項を効果的に促進するため、甲、乙は必要に応じて協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲、乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た相手方の秘密を相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

2 甲、乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（本協定の見直し）

第4条 甲、乙のいずれかが本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（確認事項）

第5条 甲、乙は、本協定の締結により甲、乙が他の機関等と連携し、協力することを妨げるものではないことを確認する。

（有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、甲、乙が、有効期間満了の1ヶ月前までに本協定の解約を申し出ない限り、有効期間は1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

2 甲、乙は、前項の定めにかかわらず、相手方に対し1ヶ月前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

（その他）

第7条 甲、乙は、本協定に定めのない事項または本協定の条項の解釈に疑義が生じた場合には、誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和4年6月24日

甲： 京都府京都市下京区中堂寺粟田町93番地
一般社団法人ジャパン オーガニック パーティー

代表理事

吉川 雅之

乙： 佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1

鹿島市長

松尾 勝利